

年金のお知らせ

◇国民年金保険料免除等の申請について

国民年金保険料が納め忘れた状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、役場住民課の窓口で手続きをしてください。

令和5年度分（令和5年7月から令和6年6月分まで）の免除などは、7月1日から受け付けします。

また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

◇学生納付特例申請書の送付

令和4年度において学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、引き続き令和5年度も在学予定の方に「国民年金保険料学生納付特例申請書」を日本年金機構からお送りしています。

申請書はハガキ形式になっており、必要事項を記入してポストに投函することで、令和5年度の学生納付特例を申請することができます。この場合、在学証明書または学生証の写しを添付する必要があります。ただし、在学している学校などに変更がある方は、このハガキで申請することはできませんので、青梅年金事務所または役場住民課に在学証明書などを添付して申請してください。

※問い合わせは、青梅年金事務所  
 住民課 83-2182

児童育成手当（障害手当）の申請

受給資格はあっても所得制限を超えていたため手当を受けることができなかつた方で、所得状況の変化や、新たに受給資格に該当されると思われる方は、5月中に申請してください。申請が遅れた場合、認定されても、申請された翌月分からの支給となり、遅れた月分の手当は受けられませんのでご注意ください。申請に必要な要件、提出書類などはお問い合わせください。

なお、現在受給されている方には、6月に「現況届」をお送りしますのでご提出ください。（児童育成手当対象者）

支給額・該当児童1人につき月額13,500円

〔児童育成（障害）手当対象者〕

支給額・該当児童1人につき月額15,500円

※問い合わせは、子ども家庭支援センター 85-2611



児童育成手当  
年金ほか

母子健診日程表	6月9日（金） 保健福祉センター 13:00～13:10 受付 3・4か月児健診 …令和5年1・2月生まれ
	6月14日（水） 保健福祉センター 13:00～13:20 受付 1・2・4・5歳児歯科健診 …平成30・令和元・3・4年5月生まれ 13:20～13:40 受付 乳幼児歯科相談 （お約束表もしくは電話予約した方）

子ども・子育て支援推進事業  
—申請はお済ですか？—

子ども・子育て支援推進事業は、申請し認定されない<sup>と</sup>助成を受けることができません。

保育園保育料助成事業、学校給食費助成事業、高校生等通学支援事業など15事業の助成を希望される場合は、令和5年度分の申請が必要ですので、提出がお済でない方は申請をお願いします。

※問い合わせは、

子ども家庭支援センター 85-2611